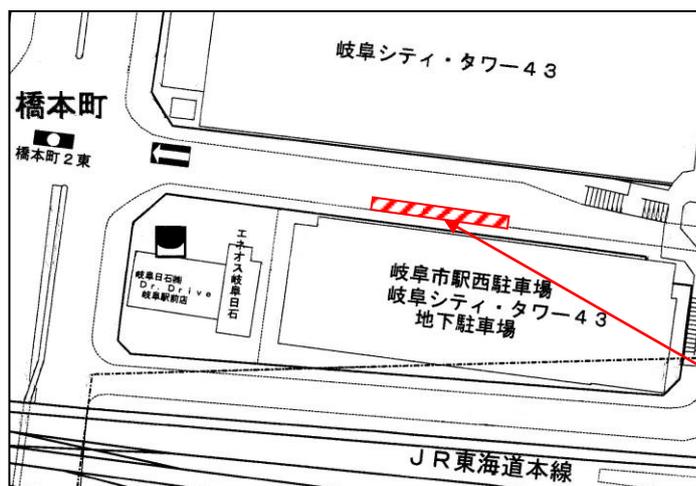


岐阜中警察署からのお知らせ

貨物専用駐車スペース が新設されました。

駐車規制が見直され、岐阜市橋本町2丁目地内の下記駐車禁止区間においては、集配中の貨物自動車に限り、取締り対象から除外されます。

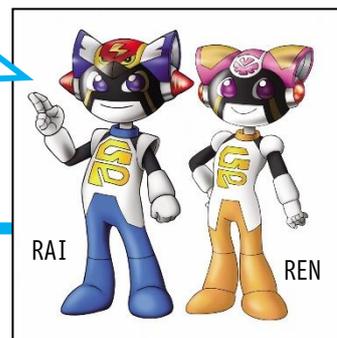


貨物駐車規制除外場所

岐阜市橋本町2丁目地内 (岐阜シティ・タワー43 南側道路)

- 新設場所は3車線の一方通行道路の一番左側の車線
- 駐車可能スペースは、約20メートル
- 使用可能は、貨物集配中の貨物自動車のみ
- 駐車可能時間は、午前9時から午後8時まで

集配中の貨物自動車以外は、違反となります。乗用車など対象外の車両は駐車しないでください。



新岐阜県警察マスコット

お問い合わせ先

岐阜中警察署 交通第一課

058-263-0110 (内線 422)